

議案第 30 号

亀山市し尿処理施設条例の一部改正について

亀山市し尿処理施設条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 2 月 24 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市し尿処理施設条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市し尿処理施設条例の一部を改正する条例

亀山市し尿処理施設条例（平成17年亀山市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 亀山市衛生公苑
- (2) 位置 亀山市野村町1789番地

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。